

○国立大学法人筑波大学オリンピック・パラリンピック総合推進室規程

平成29年6月22日
法人規程第43号
改正 令和3年法人規程第29号

国立大学法人筑波大学オリンピック・パラリンピック総合推進室規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置するオリンピック・パラリンピック総合推進室（以下「推進室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) オリンピック・パラリンピック事業に係る外部機関との連絡調整に関すること。
- (2) オリンピック・パラリンピック事業の広報活動に関すること。
- (3) オリンピック・パラリンピック事業に関わる学内調整に関すること。
- (4) オリンピック・パラリンピック事業のデータベース作成に関すること。
- (5) その他オリンピック・パラリンピック事業に関わる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進室は、次に掲げる室員で組織する。

- (1) オリンピック・パラリンピック事業の代表者
 - (2) 学長が必要と認める関係組織の職員
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、室員に学外の有識者を加えることができる。

(室長)

第4条 推進室に室長を置き、職員のうちから学長が指名する。

- 2 室長は、推進室の業務を総括する。

(部門)

第5条 推進室に次の部門を置く。

- (1) 渉外部門
- (2) 広報部門
- (3) データベース部門

(連絡会議)

第6条 推進室に、推進室の業務に係る連絡調整を図るため、連絡会議を置く。

2 連絡会議は、室長及び室員で構成する。

3 連絡会議に議長を置き、室長をもって充てる。

(事務)

第7条 推進室の事務は、関係組織の協力の下で、総務部総務課が行う。

(雑則)

第8条 この法人規程に定めるもののほか、推進室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (令3. 3. 23法人規程29号)

この法人規程は、令和3年4月1日から施行する。